



平成 29 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 西 部 瓦 斯 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 酒 見 俊 夫
コ ー ド 番 号 9 5 3 6 (東 証 第 一 部 , 福 証)
問 合 せ 先 理 事 総 務 広 報 部 長 沼 野 良 成
T E L 0 9 2 - 6 3 3 - 2 2 3 9

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 124 回定時株主総会（以下「本株主総会」）に株式併合に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家等の市場利用者の利便性向上等を目的に、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約するための取組みを進めており、100 株単位への移行期限は平成 30 年 10 月 1 日とされております。

当社は、東京証券取引所および福岡証券取引所に上場する企業として、この趣旨を踏まえ、本年 10 月 1 日をもって、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

後記 2. に記載の株式併合に関する議案が本株主総会において承認決議されることを条件に、後記 3. に記載のとおり、現行定款第 8 条を変更し、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。なお、本件に係る定款の一部変更は、取締役会決議によって行うものです。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記1. に記載の単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位当たりの価格について、証券取引所が望ましいとする水準（5万円以上50万円未満）を維持し、各株主さまの議決権数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株に併合（以下「本株式併合」）するとともに、本株式併合の割合に応じて、当社の発行可能株式総数を8億株から8千万株に変更いたします。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の割合 平成29年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主さまの所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。
- ③ 併合後の発行可能株式総数 80,000,000株（併合前：800,000,000株）
なお、発行可能株式総数を定める定款規定は、本株式併合の効力発生日（平成29年10月1日）に上記のとおり変更したものとみなされます。

④ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	371,875,676株
今回の併合により減少する株式数	334,688,109株
併合後の発行済株式総数	37,187,567株

(注)「今回の併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、「併合前の発行済株式総数」および併合の割合から算出した理論値です。

⑤ 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	10,794名（100.00%）	371,875,676株（100.00%）
10株未満（1株～9株）	420名（3.89%）	775株（0.00%）
10株以上	10,374名（96.11%）	371,874,901株（100.00%）

本株式併合を行った場合、保有株式数10株未満の株主さま420名（その所有株式数の合計は775株。平成29年3月31日現在。）が、株主たる地位を失うこととなります。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の対応

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(4) 併合の条件

本株主総会において、本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

当社の定款は、上記 2. に記載の本株式併合に関する議案が本株主総会において承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後の定款案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8 億株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8 千万株</u> とする。
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。

4. 主要日程

平成 29 年 5 月 17 日 取締役会決議日
同 6 月 28 日(予定) 第 124 回定時株主総会
同 10 月 1 日(予定) 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日

※上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、各証券取引所における株主の皆さまによる当社株式の売買は、同年 9 月 27 日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位(併合後の 100 株)にて行われることとなります。

以上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合についての Q & A

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合についてのQ&A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所での売買単位となっている株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、10 株を 1 株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 2. 全国証券取引所は、投資家等の市場利用者の利便性向上等を目的に、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約するための取組みを進めており、100 株単位への移行期限は平成 30 年 10 月 1 日とされております。当社は、東京証券取引所および福岡証券取引所に上場する企業として、この趣旨を踏まえ、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

あわせて、当社株式の売買単位当たりの価格について、証券取引所が望ましいとしている水準 (5 万円以上 50 万円未満) を維持し、各株主さまの議決権数に変更が生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株に併合することといたしました。

Q 3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 3. 株主さまの株式併合後の所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された所有株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数 (1 株に満たない端数 (以下「端数株式」といいます。)) がある場合はこれを切り捨てます。) となります。

また、議決権数は併合後の所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日 (平成 29 年 10 月 1 日 (予定)) の前後で、所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前			効力発生後		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例 1	2,000 株	2 個	➔	200 株	2 個	なし
例 2	1,200 株	1 個		120 株	1 個	なし
例 3	555 株	なし		55 株	なし	0.5 株
例 4	9 株	なし		なし	なし	0.9 株

※例 2 および例 3 において発生する単元未満株式 (例 2 では 20 株、例 3 では 55 株) につきましては、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取りまたは買増し制度がご利用できます。

※例 3 および例 4 において発生する端数株式相当分 (例 3 は 0.5 株、例 4 は 0.9 株) につきましては、全ての端数株式相当分を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対し、端数の割合に応じて交付いたします。

※例 4 においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 4. 併合後の 1 株に満たない端数が生じないようにする方法はありますか。

A 4. 今回の株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取りをご請求いただくことにより、1 株未満の端数が生じないようにすることも可能です。具体的な手続きについては、お取引の証券会社または後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A 5. 今回の株式併合により株主さまの所有株式数は 10 分の 1 となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式 1 株当たりの資産価値は 10 倍になります。従って、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主さま所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。

なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の 10 倍となります。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

A 6. 今回の株式併合により株主さまの所有株式数は 10 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合を勘案して 1 株当たりの配当金を設定させていただくこととなりますので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主さまの受取配当金の総額に影響が生じることはありません。

但し、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。

なお、本株式併合に伴い、平成 29 年 4 月 27 日に公表した平成 30 年 3 月期の配当予想を修正いたしますが、この修正は株式併合に伴い、1 株当たり配当金額の予想を修正するものであり、配当予想に実質的な変更はありません。詳細につきましては、本日別途開示する「株式併合に伴う配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

Q 7. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 7. 次のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 28 日 第 124 回定時株主総会

平成 29 年 9 月 26 日* 1,000 株単位での最終売買日

平成 29 年 9 月 27 日* 100 株単位での売買開始日

平成 29 年 10 月 1 日* 単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日

平成 29 年 10 月末頃* 株主さまへ株式併合割当通知発送

平成 29 年 12 月上旬* 端数株式処分代金の支払開始

* 平成 29 年 6 月 28 日に開催予定の定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決された場合の予定です。

Q 8. 株主は何か手続きしなければならないのですか。

A 8. 特段のお手続きの必要はございません。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、お取引の証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号 0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで (土日、祝日を除く)

以上